

総合区素案に関していただいたご質問等の要旨及び副首都推進局の考え方

(6) 財産管理（2件）

ご質問等の要旨	件数	副首都推進局の考え方
178 柔軟な施設運営のイメージは具体的にどのようなものか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば、総合区長が管理運営する区民センターや子ども・子育てプラザなどの類似施設において、住民ニーズの高い講座を複数の施設での同時開催や複数回開催など、施設の相互利用や連携により、各施設の貸室機能を発揮させることで、効率的な施設運営が期待できるものと考えています。
179 総合区長は財産をマネジメントする権限を有するのか。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法では、財産の「取得」、「管理」、「処分」は長の権限とされていますが、現在、「管理」については市長からの委任により、所管事務に応じて局長・区長等が行っています。 ・現区長は区役所庁舎や区民センター等の財産を管理していますが、総合区の導入により、局と総合区の事務分担に応じて、住民に身近な財産（例えば、子ども・子育てプラザ、スポーツセンター等）の管理権限が局長から総合区長に移管され、それらの財産の管理については、総合区長が住民の意見を聞きながらマネジメントすることとなります。
合計	2	